

# 日本計量新報

計測と科学  
毎週日曜日発行  
日本計量新報社  
東京都千代田区神田錦町3-11-8  
(武蔵野ビル)  
〒101-0054 TEL 03-3295-7871  
FAX 03-3295-7874  
http://www.keiryu-keisoku.co.jp/  
振替口座 00140-5-12935  
購読料年間25,000円(消費税別)

定量計量専用機

## Pack NAVI

速くハカル、  
楽にツメル



Yamato

大和製衡株式会社 tel:078-918-6577  
http://www.yamato-scale.co.jp/

今週の主な記事

意見募集・計量法施行規則の一部を改正する省令案等  
意見公募要領 意見公募概要、意見公募の詳細、計量法施行規則の一部を改正する省令案 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

## 意見募集 計量法施行規則の一部を改正する省令案等 意見受付締切日は2018年6月24日(日)

経済産業省計量行政室は、5月26日、「計量法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集を開始した。意見募集期間は、2018(平成30)年5月26日(土)～6月24日(日)必着。改正省令等の公布は2018(平成30)年7月を予定している。施行日は公布日または2019(平成31)年2月を予定している。(改正省令等の案は②面から掲載)

### 計量証明事業者が保有しなければならない機器等の見直し、水銀汚染防止法への対応、校正事業者の登録区分の追加など

今回の改正は、これまでの省令等改正(2017年9月22日公布、2018年3月30日公布)に続いて、計量法施行規則等を改正し所要の措置を講ずるもの。

計量証明事業者が保有しなければならない機器等の見直し、水銀汚染防止法への対応、校正事業者の登録区分の追加などが改正の主な内容。

■意見提出先・提出方法

「計量法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見は、定められた様式(ウェブサイトに掲載)で、氏名、所属(会社名、役職等)、電話番号、

今回の改正は、これまでの省令等改正(2017年9月22日公布、2018年3月30日公布)に続いて、計量法施行規則等を改正し所要の措置を講ずるもの。

計量証明事業者が保有しなければならない機器等の見直し、水銀汚染防止法への対応、校正事業者の登録区分の追加などが改正の主な内容。

■意見提出先・提出方法

「計量法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見は、定められた様式(ウェブサイトに掲載)で、氏名、所属(会社名、役職等)、電話番号、

省令及び告示案」とし、意見提出用紙を添付して送付)

■資料、意見提出様式の掲載場所

資料、意見提出様式は電子政府の総合窓口に掲載。意見は最終決定の参考に提出意見は、省令案等の最終決定の参考とする。

意見は、氏名、連絡先(住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等)を除き、全て公開される可能性がある。ただし、意見中に特定の個人を識別しうる記述がある場合や個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せる。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、意見公募に関する業務にのみ利用する。

■一部改正する省令

▽計量法施行規則(施行規則)▽特定計量器検定

検査規則(検則)▽基準器検査規則(基準器検則)▽計量法関係手数料規則(手数料規則)▽指定定期検査機関、指定検定機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(機関等省令)

■新たに制定する告示

▽計量法施行規則第四十条第一項ただし書及び第三項ただし書並びに別表第四号の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるもの

■一部改正する告示

▽平成二十一年経済産業省告示第七十六号計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件)の一部改正

公布日は7月を予定。施行日は公布日または2019(平成31)年2月を予定している。

等の見直し(施行規則第41条、別表第4、告示)

▽計量証明事業者が保有しなければならない特定計量器その他の器具、機械または装置(機器等)について、事業者の事業範囲等によって、例外的に保有することを要しない旨を施行規則第41条に規定し、これに該当する場合を告示に定める。▽機器等の詳細な性能に関する規定を削り、告示に定める。▽技術進歩等により普及した機器等を計量証明事業者が保有しなければならない機器等に加える。▽音圧レベル校正器について、騒音計の検則の改正に必要と

証明の事業に使用する機器等の性能の水準を上げる。

(2)水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)への対応等

水銀汚染防止法により、原則、水銀使用製品の製造および輸入が規制されること等から、以下の改正をおこなう。

①特定計量器のうちガラス製温度計、ガラス製体温計、密度浮ひよう、電気式アネロイド型血圧計および浮ひよう型比重計の技術基準として引用されている日本工業規格(JIS)が水銀汚染防止法へ対応するために改正されたことにもな

①おおよび機関等省令別表第3に加える。

②密度基準器、濃度基準器および比重基準器について、基準器の精度向上や検査の安全性の観点等から、基準器検則に定める技術基準を改めるとともに、技術基準の変更にもない、検査手数料を改める。

④基準フラスコについて、計量法第143条第1項の登録事業者がこなう体積(フラスコ)に対する校正事業の内容が、経済産業省令で定める器差検査の方法と同等であると判断されたため、当該基準器の器差の検査をおこなわない場合の額を手数料規則別表第3に加える。

(3)校正事業者の登録に係る区分の追加(施行規則第90条、校正手法の告示改正)

▽施行規則第90条第1項の登録に係る区分に「速さ」を加える(校正事業者の登録の区分に追加し校正を可能とする)。▽計量法施行規則第90条の2ただし書に基づく校正手法を定める件に、施行規則第90条第1項の登録に係る区分「速さ」の校正手法の区分を加える。

(4)その他

その他所要の改正実施。



TANITA デジタルスケール TL-280

見やすいバックライト付 大型表示

¥33,000(税抜)

改正の概要

(1)計量証明事業者が保有しなければならない機器

①おおよび機関等省令別表第3に加える。

②密度基準器、濃度基準器および比重基準器について、基準器の精度向上や検査の安全性の観点等から、基準器検則に定める技術基準を改めるとともに、技術基準の変更にもない、検査手数料を改める。

④基準フラスコについて、計量法第143条第1項の登録事業者がこなう体積(フラスコ)に対する校正事業の内容が、経済産業省令で定める器差検査の方法と同等であると判断されたため、当該基準器の器差の検査をおこなわない場合の額を手数料規則別表第3に加える。

(3)校正事業者の登録に係る区分の追加(施行規則第90条、校正手法の告示改正)

▽施行規則第90条第1項の登録に係る区分に「速さ」を加える(校正事業者の登録の区分に追加し校正を可能とする)。▽計量法施行規則第90条の2ただし書に基づく校正手法を定める件に、施行規則第90条第1項の登録に係る区分「速さ」の校正手法の区分を加える。

(4)その他

その他所要の改正実施。

## 高分解能の追求 最小表示1μg

- 無風イオナイザー標準装備 ※特許申請中
- 導電性ガラス風防採用
- フィルター用計量皿標準付属 (BM-20/22のみ)
- クロスライドドア
- USBとRS-232Cの2方式インターフェースを採用

6機種をご用意  
ひょう量：22g～520g  
最小表示：0.001mg～0.1mg  
標準価格：¥320,000～¥800,000(税抜)



高精度分析天びん **BM** シリーズ

http://www.aandd.co.jp AND 株式会社 エーアンドディ 本社/〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-23-14 Tel.03(5391)6126(直)